

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

技 術 上 の 基 準		内 容
1	埋立地の外に廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	●2層目・3層目について、埋立作業終了後に即日覆土を行う。 ●搬入路については、散水等により飛散を防止するとともに清掃を行う。
2	最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	●2層目・3層目について、埋立作業終了後に即日覆土を行う。
3	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	●処分地内を禁煙とする。 ●現場事務所等に消火器を常備する。 ●散水車を常に処分地内に待機させる。
4	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	●ねずみ、害虫等の発生・生息状況を調査し、必要に応じて薬剤等を散布する。
5	囲いは、みだりに人が埋立地に入るのを防止することができるようにしておくこと。	●人が立ち入る恐れのある場所についてはフェンス等で囲い、処分場の出入口に警備員を配置し関係者以外は立ち入らないようにする。 ●受入れ時間外には出入口を閉鎖する。
6	立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	●現場事務所棟に最終処分場であることを表示した看板を設置し、内容に変更が生じた場合は随時書き換えを行う。
7	擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	●日常巡視点検を実施し、危険個所の早期発見に努め、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合は、速やかに適切な対策を講じる。
8	遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	●日常巡視点検を実施し、危険個所の早期発見に努め、遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合は、速やかに適切な対策を講じる。
9	埋立地からの浸出液による最終処分場の周辺の水域の水又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取された当該水域の水又は当該地下水の水質検査を次により行うこと。	
	① 地下水等検査項目について1年に2回以上測定し、かつ、記録すること。	●測定を実施し記録する。
	② 電気伝導率又は塩化物イオンについて1月に2回以上測定し、かつ、記録すること。	●測定を実施し記録する。
	③ ②の規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異常が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。	●異常が認められた場合は速やかに測定を実施し、記録する。
10	地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	●水質の悪化が認められた場合には、その原因の調査を行い、必要な措置を講ずる。
11	浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。	
	① 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。	●排水基準項目について、隔週で測定を実施し維持管理に努める。
	② 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。	●日常巡視点検を実施し、異常を認めた場合には速やかに適切な措置を講じる。
12	放流水の水質検査を次により行うこと。	
	① 排水基準等に係る項目について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。	●測定を実施し記録する。
	② 水素イオン濃度、BOD、COD、SS及び窒素含有量について1月に1回以上測定し、かつ、記録すること。	●測定を実施し記録する。
13	開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。	●日常巡視点検を実施し、搬入路等にごみ等があれば清掃を行う。 ●解より積み替えを行う場合には、落下防止シートを張り、廃棄物の流出を防止する。
14	通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。	●ガス抜き管を設置し、発生ガスを排除する。 ●ガスの発生状況を調査する。
15	残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。	●測定を実施し記録する。
16	埋め立てられた廃棄物の種類及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。	●維持管理記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間保存する。